

●第70回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月22日から23日の2日間、新潟県・ホテルオークラ新潟を会場として、全国私立学校審議会連合会第70回総会が、全国から約170名の参加者を得て開催された。

1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、渡辺敏彦部会長及び吉田和弘部会長の進行、助言者に中村哲全専各連副会長、千葉茂全専各連常任理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

1. 休眠状態の学校法人の理事等が総入れ替えとなり、既設学校の既設学科と異なる学科設置（又は学科変更）をしようとする場合の対応について

提案支部より、設置している学校が休校中である学校法人の理事が総入れ替えになる場合（実質上、学校法人の譲渡が行われたともいえる場合）、既設学科と異なる学科設置（又は学科変更）の申請があった場合の対応について、提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

はじめに、各都道府県行政担当者から、専門部会協議題についての調査結果集計表をもとに意見が述べられ、具体的な事例がないこと、対応する規則・内規も特に定めていないことが報告された。

このような事例が生じた場合は、法人としての継続性、学校における教育要件を確認し、適正な手続きを行うよう申請者に求めていく必要がある、との意見が出された。

所轄庁に対しては、届出による処理でなく、法人の設立や目的変更認可など認可による処理を行い、私立学校審議会が関与できるような対応が求められること、また、このような事例が発生する前に一定の休校・休眠状態にある学校及び設置者の法人に対して、学校の廃止及び学校法人の解散についての手続きを指導するべきである、との意見が出された。

本事案について、都道府県ごとに取り扱いが異なることは問題であり、統一した取り扱いができるよう、文部科学省において一定の基準を策定し、都道府県に提示するよう求めてはどうか、との意見が出された。

各専門部会共通

1. 認可定員を大幅に上回る私立学校への対応について

提案支部より、各都道府県において、認可定員を大幅に上回る私立学校がある場合、その設置者に対する所轄庁としての対応、また、私立学校審議会としての対応について、提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

大幅な過剰収容への対応では、当該学科の教員体制、施設・設備等の状況を調査し、

定員変更等を是正するよう当然指導する必要がある、との意見が出された。

私立学校審議会に関与では、審議事項となった認可対象の課程・学科のみでなく、既存の課程・学科についても教育条件を確認することになっているため、定員を大幅に上回る状況があれば、是正させるよう勧告等を行っている、との意見が出された。